

最高裁平成一三年（行ツ）第一七号、平成一三年（行ヒ）第一六号、一三・一二・一八決定

決 定

上告人兼申立人 大阪府地方労働委員会

同補助参加人 X1

被上告人兼相手方 新日本製鐵株式會社

上記当事者間の大阪高等裁判所平成一一年(行コ)第九号、第一〇号、第一一号不当労働行為救済命令取消・不当労働行為救済申立却下命令取消等請求事件について、同裁判所が平成一二年九月二九日に言い渡した判決に対し、上告兼申立補助参加人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

(主文)

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(理由)

一 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

二 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項の事件に当たらない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷